

立憲民主党女性議員ネットワーク規約

(名称および設立の経緯)

第一条 本会は立憲民主党女性議員ネットワークと称する。2020年12月9日に開催された第9回本部常任幹事会において承認され、同年12月25日の総会において立憲民主党のもとに設立されたものである。

(事務所)

第二条 本会の事務所は、東京都千代田区永田町1-11-1 立憲民主党本部に置く。

(目的)

第三条 本会は、立憲民主党規約第36条にもとづく党所属の女性自治体議員による議員団であり、女性自治体議員が地域を基盤に全国と緩やかにつながるプラットフォームとして、ジェンダー視点をもった政治への変革を進めることを目的とする。

(活動)

第四条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) 党幹事長に対して、党運営について、提言を行う
- (2) 党政務調査会長に対して、政策について、提言を行う
- (3) 研修会の開催、視察・調査の実施
- (4) 政策についての調査、意見交換会
- (5) その他、目的を達成するための活動

(構成員)

第五条 本会の構成員は立憲民主党の党籍を有する女性自治体議員とする。

(組織)

第六条 本会に下記の組織を置く。

- (1) 世話人会
- (2) 運営委員会
- (3) 役員会

(世話人会)

第七条 世話人会は、立憲民主党の都道府県連ごとに選出された1名を世話人として、構成する。(北海道、神奈川は2名、東京は3名とする。)

(運営委員会)

第八条 運営委員会は、世話人の中から衆議院議員選挙の比例ブロックごとに2名の運営委員を選出し、構成する。(北海道は世話人=運営委員=2名、東京は世話人=運営委員=3名、神奈川は世話人=運営委員=2名・南関東ブロックの運営委員=3名、とする)

(役員会)

第九条 役員会は、比例ブロックから選出された運営委員のうち、1名または2名を役員として構成する。

2 役員会には、次に掲げる役員を置くことができる。

(1) 代表：1名

(2) 副代表：若干名

(3) 事務局長：1名

(4) 事務局次長：若干名

(5) 幹事：若干名

3 役員会は総会で承認された事項の執行に関する事及びその他、本会の運営に関することを議決する。

(任期)

第十条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が欠けた場合は、同じブロックの運営委員が後継役員となることができる。

3 後継役員の任期は、前任者と同じとする。

4 世話人、運営委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会)

第十一条 本会の最高意思決定機関は総会とする。

2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

3 通常総会は、年に一回、冬季に開催する。

4 臨時総会は、必要に応じて開催することができる。

5 総会の構成は、第五条の者をもって組織する。

(総会の審議事項)

第十二条 総会は次の各号を審議する。

(1) 事業報告、事業計画

(2) 規約の変更

(3) 役員選任と解任

(4) その他運営に関する必要事項

(総会の開催)

第十三条 総会は代表が招集する。

2 臨時総会は、次の各号の場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき
- (2) 過半数の世話人から請求があったとき

(議決)

第十四条 総会の議事は、出席した者の過半数をもって決とする。

2 可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議事録)

第十五条 総会の議事について、次の各号についての議事録を作成する。

- (1) 日時・場所
 - (2) 出席者数
 - (3) 審議事項及び議決結果
 - (4) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (5) その他
- 2 第五条の者が請求した場合、議事録を閲覧させなくてはならない。

(世話人会・運営委員会・役員会の開催)

第十六条 世話人会、運営委員会、並びに役員会は、必要に応じて開催する。

附則

この規約は、2024年1月15日から施行する。

(運営細則)

1. 自治体議員ネットワーク等と双方向の連携、党常任幹事会の情報共有のため、自治体議員ネットワーク役員等の陪席を必要に応じて要請する。
2. 研修会は、ブロック単位でも開催することができる。
3. 研修会などへの無所属議員、予定候補者、インターンなどの参加については、その都度、役員会で協議し決定する。